

■調査等業務に係る価格評価点の解説図と決定方法

- 当社は調査等業務の見積競争に価格評価点を適用します。
- 原則、見積価格が契約予定金額の範囲内にある者のうち、
価格評価点の最も高い者を契約予定者とします。

